

産学連携・知的財産本部から

■ 産学連携に係る秘密情報管理について

知的財産アドバイザー 中村 邦彦

日本再興戦略2016において、2025年までに企業が大学、国立研究開発法人等に支出する研究費を3倍増とすることを目指すことが盛り込まれました（2014年度実績が1,151億円）。これに呼応し、各大学では、企業からの大型研究費を獲得するための共同研究講座の制度化、URA人材や企業人材受入のための研究設備の整備等が行われました。そして2020年、文部科学省、経済産業省により「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」が示され、大学に対して厳格な秘密情報管理が求められました。このガイドラインで求められているのは、（1）大学が創出した特許出願前の研究成果等の情報、及び（2）産学連携等を通じて大学に持ち込まれる企業等の秘密情報に限定されますので、研究成果の公表という大学の使命が制限を受けるものではありません。

大学が、厳格な秘密情報管理を履行することにより、産学の信頼関係がより深まって機微な情報を開示することができるようになり、その結果より良い研究成果が得られれば、更なる成果を目指した産学連携のポジティブスパイラルへと繋がって行きます。

不正競争防止法でいう「営業秘密」とは、次の三要件を満たすものとされています。

- 1 秘密管理；秘密であることが判る程度に、アクセス制限（施錠）やマル秘表示等の秘密管理措置がされていること。
- 2 有用性；技術上又は営業上有用な情報であること。
- 3 非公知性；公然と知られていないこと。

また、大学が訴えられるケースとしては、次のような事例が想定されます。

- ・新規採用者、転入者、受託研究員及び外国人研究者が不正に取得した他者の営業秘密を大学に持ち込んで、不正に使用（論文発表、他企業との共同研究）した。
- ・退職者、転出者が、大学在職中に共同研究先から取得した営業秘密を、他大学や他機関で不正に使用（論文発表、他企業との共同研究）した。

- ・学生が大学と企業の共同研究に参画し、共同研究先から取得した営業秘密を不正に使用（他企業の就職試験で開示、卒業後就職先で使用）した。
- ・大学で企業との共同研究を担当する大学職員が、大学と企業間で締結した秘密保持条項の定めを確実に認識せず、契約違反（学会発表、論文公開）した。
- ・大学で企業との共同研究を担当する大学職員が、企業の営業秘密情報を適切に管理（アクセス制限や秘密表示等の秘密管理措置）していなかったために、漏洩した。

秘密情報管理において産業界の信頼を得るために、大学にはポリシーの公表、規程等の整備、責任体制や秘密保持管理体制の明確化、職員への秘密保持教育等が求められます。

もし訴えられると、最高10年以下の懲役、個人罰金2,000万円（海外使用等は3,000万円）以下の罰則があり、大学の管理体制に問題がある場合は、両罰規定により法人にも5億円（海外使用等は10億円）以下の罰則があります。

企業との共同・受託研究を行う研究者（特に外国企業との共同・受託研究を行う研究者）は、契約上の守秘義務を厳格に遵守することを心がけてください。

以上は、11月24日に開催された令和3年度の第1回知的財産セミナーにおいて、私が講演いたしました内容の概要でございます。

